

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）栗屋地区）を行うことについて令和6年5月7日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和6年5月22日から同年6月11日まで縦覧に供する。

令和6年5月17日

香川県知事 池 田 豊 人